

## 常任総務委員会要点記録

○開会日時 令和4年3月11日（金） 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1 番	青 木 敬 博 君	2 番	篠 原 峰 子 君
3 番	井 戸 清 司 君	4 番	杉 本 一 彦 君
5 番	重 岡 秀 子 君	6 番	石 島 茂 雄 君

○欠 員 1名

○出席議員 11名

議 長	宮 崎 雅 薫 君	副議長	大 川 勝 弘 君
議 員	仲 田 佳 正 君	議 員	鈴 木 絢 子 君
〃	田久保 眞 紀 君	〃	浅 田 良 弘 君
〃	佐 藤 龍 彦 君	〃	佐 藤 周 君
〃	杉 本 憲 也 君	〃	長 沢 正 君
〃	中 島 弘 道 君		

○説明のため出席した者 29名

副 市 長	中 村 一 人 君
企 画 部 長	杉 本 仁 君
同 企 画 課 長	菊 地 貴 臣 君
同企画課政策推進担当課長	池 谷 伸 弘 君
同 秘 書 課 長	小 川 真 弘 君
同 情 報 政 策 課 長	稲 葉 信 洋 君
理 事	渡 邊 宏 君
危機管理部長兼危機管理監	近 持 剛 史 君
同危機対策課長兼危機管理監代理	吉 崎 恭 之 君
総 務 部 長	浜 野 義 則 君
同庶務課長兼選挙管理委員会事務局長	小 川 直 克 君
同 財 政 課 長	木 村 光 男 君
同 課 税 課 長	萩 原 智 世 子 君
同 収 納 課 長	渡 辺 拓 哉 君
市 民 部 長	三 好 尚 美 君

同 市 民 課 長	大 川 雄 司 君
同 環 境 課 長	佐 藤 文 彦 君
同 保 険 年 金 課 長	肥 田 耕 次 君
健 康 福 祉 部 長	松 下 義 己 君
同 健 康 推 進 課 長	大 川 貴 生 君
観 光 経 済 部 長	西 川 豪 紀 君
建 設 部 長	石 井 裕 介 君
建 設 部 次 長	高 田 郁 雄 君
都 市 計 画 課 長	勝 亦 俊 介 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	鈴 木 恵 美 子 君
上 下 水 道 部 長	鈴 木 正 治 君
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 部 長	岸 弘 美 君
同 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	相 澤 和 夫 君
監 査 委 員 事 務 局 長	富 岡 勝 君

○出席議会事務局職員 3名

局 長 富 士 一 成                      局長補佐 森 田 洋 一  
 係 長 鈴 木 綾 子

○会議に付した事件

- 1 市議第36号 伊東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 2 市議第37号 伊東市消防団条例の一部を改正する条例
- 3 市議第57号 伊東市新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 4 市議第49号 令和4年度伊東市国民健康保険事業特別会計予算
- 5 市議第50号 令和4年度伊東市土地取得特別会計予算
- 6 市議第51号 令和4年度伊東市霊園事業特別会計予算
- 7 市議第53号 令和4年度伊東市後期高齢者医療特別会計予算
- 8 市議第47号 令和4年度伊東市一般会計予算所管部分
- 9 請願第1号 日本政府に核兵器禁止条約への参加・署名・批准を求める意見書提出を求める請願
- 10 令和4年度における常任総務委員会所管事務調査の継続調査について

---

○会議の経過概要

○委員長（杉本一彦君）開会する。

---

○委員長（杉本一彦君）この際、お諮りする。付託議案の説明は既に本会議において終了しているので、委員会における説明は省略したいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）異議なしと認め、さよう決定した。

この際、申し上げる。審査に当たり、議題に対する質疑は簡潔に、議題から外れないよう願う。あわせて、審査の進行が円滑に進むよう、具体的に何ページの何の事業についてなどの一言を添えるよう協力を願う。

---

○委員長（杉本一彦君）日程第1、市議第36号 伊東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）この条例改正案は、国保における保険税が社会保険等と違い、家族の人数により世帯の額が上がってしまう。子供が1人産まれると大人と同じように国保税が上がるのは不合理ではないかと感じていたが、6歳以下の均等割を下げることにより、小さい子たちの国保税を抑えてそれを解消する前向きな条例改正だと思う。定例会議案の15ページ、16ページ、国保の中で均等割があるが、現行2万2,400円を半分にするのが一番基になっていて、均等割だけでなく、後期高齢者支援分が現行8,400円でそこも半分にするのが基本になっているという考えでよいか。

○保険年金課長（肥田耕次君）今の均等割について、資料16ページにあるが、まず、基本は医療分が2万2,400円、第1号を見ると、アの7割軽減を受ける世帯の場合は、まず7割軽減をやって、そこからまた半額にする形で3,360円、5割軽減の方は同じような形で5,600円である。2割軽減の方は8,960円、7・5・2の低所得者軽減を受けられていない方は、そのまま半額、1万1,200円になる。第2号、後期高齢者支援金分も、同じように7・5・2、軽減なしということで、それぞれ1,260円、2,100円、3,360円、4,200円という形で割引をすることになっている。

○5番（重岡秀子君）私の言い方が悪かった。16ページの(1)は均等割の基礎課税額、(2)は後期高齢者支援金の均等割額である。先ほど私が言ったのは、条例改正をしなければ、普通の所得の方は基礎課税額が2万2,400円、後期高齢者支援金が8,400円で、条例改正がなければ、子供が1人産まれれば均等割の部分が3万800円上昇する。特に所得が低くなくてもそれぞれ半額になる、それが基本になっているという考えでよいか。

- 保険年金課長**（肥田耕次君）委員の言うとおりでである。
- 5番**（重岡秀子君）例えば基礎課税額だったら、7割軽減だと1万1,200円掛ける0.3とか、5割軽減だったら掛ける0.5で3,360円とか5,600円は割り出されていると思うが、それぞれ両方が重なって保険料になる。7割軽減の方は3,360円と1,260円を足して4,620円、このような計算の仕方でよいか。
- 保険年金課長**（肥田耕次君）委員の言うとおりでである。
- 5番**（重岡秀子君）7割軽減、5割軽減、2割軽減で現行より均等割で相当減額になるということである。そういう仕組みは分かったが、15ページへ戻って条文の直しがかなりあるが、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額をという言葉の中に基礎課税額という言葉を入れたのは、所得に応じてという意味を込めているのか、そこの意味をもう一度教えてもらいたい。
- 保険年金課長**（肥田耕次君）こちらで基礎課税額とか後期高齢者支援金分の課税額を入れているが、今回、子供であるので、基礎課税額と後期しかかからない関係がある。今度、それを明確に分けるために、今回、改正でそれぞれ基礎課税額、後期高齢者という形の部門に分けて記載するようになった。
- 5番**（重岡秀子君）そこも私は迷ったが、介護保険への支援金はないことをはっきりさせるということで、このような表記がされているのか。
- 保険年金課長**（肥田耕次君）もともと介護納付金自体が40歳から64歳までの方しか賦課されないものであるが、そこの部分を明らかに安くしていくことを明確にするために国が直してきていると思う。
- 委員長**（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長**（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。
- これより討論に入る。発言を許す。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長**（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。
- これより採決する。市議第36号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。
- 〔賛成者挙手〕
- 委員長**（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

- 
- 委員長**（杉本一彦君）日程第2、市議第37号 伊東市消防団条例の一部を改正する条例を議

題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

- **3番**（井戸清司君）参考書の21ページ、新旧対照表の改正後の表について詳しく教えてほしい。災害について、1回につき2,300円、出動時間が2時間を超えるときは、その超える時間1時間につき1,000円加算することになっているが、自分が消防団員のときの記憶をたどると、宇佐美は台風16号で24時間勤務体制のときがあった。最初の2時間が2,300円、計算すると、24時間体制になると、その後の2万2,000円がついて、1日が2万4,300円になるということによいか。
- **危機対策課長兼危機管理監代理**（吉崎恭之君）委員が言うとおりで、2,300円に勤務時間が長くなればなるほど1,000円ずつが加算されていく形になる。ただ、今話の中で、24時間の連続勤務は健康上よくない部分もあるので、一度交代で帰宅し、再度の出動の際には、最初の2,300円に戻る形を取るほうが望ましいと考えている。
- **3番**（井戸清司君）そうすると、例えば、消防の本署の勤務体制は恐らく3交代制になっていると思うが、団員の健康に考慮したような形は、どこかに規定されているものがあるのか。
- **危機対策課長兼危機管理監代理**（吉崎恭之君）明確にそういった規定をされているものはないが、各分団の分団長、方面隊の本部長、副団長、もっと言えば団長の判断をもって、そういうところに配慮した団員の出動をしていただくことで対応していきたい。
- **3番**（井戸清司君）続いて、警戒は1回2,300円で2時間を超える時間について1,000円を加算すると書いてある。夜警の期間は12月26日から2月25日となっているが、警戒は、台風、大雨の警報が出たときの出動要請に対するものなのか。
- **危機対策課長兼危機管理監代理**（吉崎恭之君）ここで言う警戒は、最近はどんど焼き、花火大会の警戒に当たってほしいという要望で出動することが多いが、夜警のときの巡察も警戒に含まれる。災害のときに、事前に警戒に当たってくれというのは災害の出動に入ると考えている。
- **3番**（井戸清司君）出動に当たるということだが、出動の時間は、団本部等から要請が入った時点の時間から解散までの時間なのか、それとも集合した時間から解散までの時間なのか教えてほしい。
- **危機対策課長兼危機管理監代理**（吉崎恭之君）確かに、具体的には細かいところが出てくると思う。火災であれば、当然、火災の出動がかかって詰所から消防車が出動するところからになると考える。それがいつまでかは、各詰所に帰って、その後、ホースを干したり、洗ったり等の時間も入ってくると思うが、各分団長が撤収と言った時間までなので、各分団ごとにある程度時間の差が出てくるかと思う。各分団からの申告を信用して対応していきたい。
- **3番**（井戸清司君）火災出動だとか何だというときは、基本的には詰所に集まって5人で出動

するが、5人以外に現場に直接来る人たちもいる。そういった人たちの時間的な部分はどういう形で計っていくのか。

- 危機対策課長兼危機管理監代理**（吉崎恭之君）確かに、詰所から直接出動する方と勤務先から火事場に直接出動する方で時間の差があると思うが、報告書に基づいてこちらとしては処理をすることになると思う。正確に出していただくことが一番だと思うが、そこが詰所から出動した方と同じになっていけば、それを基に計算し、報酬は支出したい。
- 3番**（井戸清司君）これから個人に支給という形になるが、ここ2年、3年、これをやっていこうといった経緯の中で、各分団から、結局、団の運営自体がなかなか厳しくなっていくという声もたくさんあるし、恐らく各区とか町内によって消防費を集めている町内、区もあると思うが、区で1つの分団を持っているところは、結局、区として消防費を集めて、それを消防のために基金か何かで積み立ててやっていると思う。宇佐美みたいに3個分団あって、区ではなくて各町内で全部消防費の集金の仕方とか金額も違う町内があると、総務省からのお達しだからしようがないのかもしれないが、結局、団の運営自体が厳しくなるところが出てくると思う。そういった場合、これをやるに当たって団の運営が厳しくなるところは、団に対しても、恐らく補助金みたいな形のものが出ていると思うが、例えば厳しいところには増額することは可能か。
- 危機対策課長兼危機管理監代理**（吉崎恭之君）今の個別の支給は今回の条例改正とは関係のないところだと思うが、区とか町内から団に支出されているかどうかは私どもとしては把握していない。ただ、各分団ごとのいろいろな事情もあると思うが、今後はそういった声も吸い上げていく必要もあると思うし、逆に公費で賄える部分と賄えない部分が当然あるので、そのすみ分けを団員にもしっかりと周知していく中で、それでも必要な公費として支出するべきものはもっとあるのだという声があれば、見直しをかけていく必要は当然あると思っている。
- 3番**（井戸清司君）これによって団員自体の保障はしっかりされて、恐らく団員の確保のためにという部分もあって総務省がこういったものを出してきたと思うが、率直に言って、これをするによって団員の確保につながると考えているのか。
- 危機対策課長兼危機管理監代理**（吉崎恭之君）団員の確保につながる保障まではないが、期待したい部分はある。あと、出席率が上がってくることも期待している。
- 5番**（重岡秀子君）私も自分の町内で聞いてみたが、地域によってやり方に若干差があった。別表第1の年額報酬表の部分は、今までも伊東市の一般会計で出されていて、別表の警戒や災害、こちらは出動になっているが、これも全部公費で出されていたのか。現金で個人に渡されないでプールされていたところが多く、今、井戸委員が話されたことも、プールされていた中から分団の備品を買ったり、夜食が必要だった際には、そちらから出していたのか。結局、全

部個人の報酬として銀行振込されてしまった場合、その予算が足りなくなり、結局、多少自己負担をお互いにしなければいけないのではないかと心配をしている方があった。

出動の災害とか警戒を市の公費で出してくれることになると、災害の出動等は人数は関係ないかもしれないが、訓練等は各分団何人と制限しないと予算的に無理になる心配もしているみたいである。この間、議案審議の際にも杉本議員が言っていたが、その辺の心配はないのか。

- 危機対策課長兼危機管理監代理**（吉崎恭之君）まず、条例で定めている、改正後には出動報酬という名称になっているが、こちらに関しては全て公費で今までも負担をしていた。ただ、支払いの方式としては、各分団の口座に市がお支払いした後に、各分団の中で各個人にそのお金を分配していただくという方式を取っていたが、これは国からの指導もあり、非常勤特別職の公務員である消防団に対する報酬等の支払い事務自体が、本来は市町が事務として行うもので、会計事務のリスクの観点等も考えると、最初から個人に支給すべきだという方針が示されたので、市もそれに従って個人に支給する方法にやり方を変えることになる。

訓練の参加の人数に関しては、議案審議の中でも申し上げたが、年間の訓練計画は当然立てていかなければいけないと思う。訓練も、各分団によって今年は新入団員が多かったり、立地的な条件の中でこういう訓練もやりたい等、個別の分団によって事情が様々である。その部分については柔軟に対応していかないと、せっかくやりたいと言っている消防団員の士気が下がってしまうことにもなるので、そこはしっかりと団員の声も反映させていきたいと考えている。

- 5番**（重岡秀子君）災害はどんな災害があるか分からないし、火災があるかどうか分からないが、訓練計画を立てられたものが、例えば年額で毎月払われるものではないので、最後に来てちゃんとした訓練計画を立てて出動した団員には、そのとおりに払われるのか。今の話だとそれぞれの分団の意思を尊重したいということなので、そこで当局との予算のやり取り等の相談はするのかもしれないのか伺いたい。

- 危機対策課長兼危機管理監代理**（吉崎恭之君）災害出動も訓練出動も毎月報告を出していただき、報告に基づき、予定としては毎月、訓練の出動報告に基づき支出する形で考えている。どのぐらいの見込みになるかは想定済みだと思う。万が一、訓練の報酬が不足する事態が発生したとか、火災件数が例年よりも多かったということがあれば、当然その部分は補正予算を上程して対応させていただければと考えている。

- 委員長**（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長**（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第37号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

---

○委員長（杉本一彦君）日程第3、市議第57号 伊東市新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）これも何回か延長してきたが、令和4年度の特別会計の国保を見ると、傷病手当の予算立てがされており、それは後の特別会計で質疑する。今までの間に申請されてきたのではないかと思うが、直近の申請状況を教えていただきたい。

○保険年金課長（肥田耕次君）令和4年3月10日現在、相談が16件あり、そのうち今回の第6波の相談が6件、給付については3件、14万4,894円となっている。そのうち1件は第6波の関係でお支払いしている。

○5番（重岡秀子君）申請があっても申請が通らなかった場合もあるということであるが、基準を満たしていない例を伺いたい。

○保険年金課長（肥田耕次君）実質家庭内経営で、給料を払っていただければいいが、こういう状況下で給料をもらっておらず、傷病手当金の対象にならない例が結構あった。

○5番（重岡秀子君）国会だと思ったが、傷病手当は事業主、オーナーには出されないのが原則で、そこに雇われている人が仕事を休んだときに出される。町や市によってはお見舞金としてなど、事業主にも市独自で出している行政もあるらしいが、伊東市としてはその辺のことは検討されなかったのか。

○保険年金課長（肥田耕次君）もともとこの制度が始まったときから、事業主については国保加入の場合でも持続化給付金、雇用調整助成金等の別の支援が受けられるので、こちらは事業主を対象にしないと国の回答が出ている。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第57号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

---

○委員長（杉本一彦君）日程第4、市議第49号 令和4年度伊東市国民健康保険事業特別会計予算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）事項別明細書10ページ、繰入金の一般会計繰入金に未就学児童均等割保険税繰入金391万2,000円とあるが、これが先ほどの条例改正の市負担分か。7割軽減、5割軽減、2割軽減、あと一般は半分であるが、その分を予想して予算立てをしてあるのではないかと思う。市の負担は4分の1だったか、財源構成を教えてください。

○保険年金課長（肥田耕次君）委員のおっしゃるとおり、未就学児の半額のもの繰り入れる形になる。国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1負担する形を取っている。

○5番（重岡秀子君）今までの実績で均等割を減額したために、伊東市では6歳以下でも4倍ぐらい保険料を払っていたということによいのか。

○保険年金課長（肥田耕次君）それぞれ半額になっているので、2倍という形で払っていたということによろしいと思う。

○5番（重岡秀子君）23ページと24ページの一番下の欄に、これも先ほどの条例改正と絡むと思うが、令和4年度は傷病手当金を100万円計上しているが、これはどのような見込みを考えたのか。

○保険年金課長（肥田耕次君）傷病手当金については、昨年度と同額を計上している。今回期間が6月末まで延びることもあり、保険給付の時効は2年間ある。令和2年中、令和3年中にかかった方が請求することもできるので、そのような形で計上している。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第49号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手

を求める。

[賛成者挙手]

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

---

○委員長（杉本一彦君）日程第5、市議第50号 令和4年度伊東市土地取得特別会計予算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第50号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

[賛成者挙手]

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

---

○委員長（杉本一彦君）日程第6、市議第51号 令和4年度伊東市霊園事業特別会計予算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）これは大綱質疑等でもかなり説明されたので繰り返して申し訳ないが、合葬式墓地が建設されるということで、建設予算ということで工事請負費が出されている。見込みとしては今年中に建設し、来年は募集が始まるということでよいのか。これは結構市民の方の関心が高いので、いつ頃募集が始まるか、見込みを教えてください。

○市民課長（大川雄司君）スケジュールについては、令和4年度中に入札を行い、業者を決定する。冬には降雪が予想されるため、年内には完成しておきたいと思っている。その後、利用募集については令和5年度から開始したいというスケジュール感でいる。

○5番（重岡秀子君）理解した。雪が降るので、なるべく建設は冬より前にどんどん進めるという認識でよいのか。

○市民課長（大川雄司君）そのとおりである。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第51号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

---

○委員長（杉本一彦君）日程第7、市議第53号 令和4年度伊東市後期高齢者医療特別会計予算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）1ページの歳入で伺いたい。保険料が1億1,760万7,000円増えている。議場での説明では、確かに伊東市でも75歳以上の後期高齢者が増えているので、保険料が上がるのは、そういうことだと説明があった。同時に、総務委員会協議会では、令和4年から一部保険料の値上げが説明されたが、それはこれに反映されているのか。

○保険年金課長（肥田耕次君）令和3年度との比較で所得割で0.22ポイント増、均等割が400円、1人当たりの金額で1,039円の増であるが、そちらも見込んでいるし、後期高齢者のこれからの加入増、いわゆる団塊の世代が加入し始めているので、そこら辺も含めての増となっている。

○5番（重岡秀子君）歳入の5ページで一般会計からの繰入金のところでもお聞きしたが、ここも一般会計からの繰入金が4,000万円増額している。これも値上げに関しての繰入れはないのか。

○保険年金課長（肥田耕次君）保険料値上げに関する繰入れはない。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）後期高齢者は75歳以上で一番病院にかかる方たちなので、国としても結構お金は入れている。どうしても毎回値上げになっていってしまうということをやむを得ないところもあると思うが、令和4年は年金も0.4%減額になっている。さらに、この間、後期高齢者の窓口負担も一部収入がある人は2割になっていて3拍子そろろう。例えば我が家で私が

75歳になると後期高齢者に移るが、うちの夫1人だと窓口が1割負担、2人の合計になると夫も2割、私も2割になり、全体として後期高齢者の負担が一度に上がる。年金が下がらないならまだいいが、これは国の制度なので仕方がないが、そういうところで問題だと思って私は反対する。

○委員長（杉本一彦君）ほかに討論はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第53号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手多数である。よって、さよう決定した。

---

○委員長（杉本一彦君）10分間ほど休憩する。

午前10時41分休憩

---

午前10時49分再開

○委員長（杉本一彦君）休憩前に引き続き、会議を開く。

---

○委員長（杉本一彦君）日程第8、市議第47号 令和4年度伊東市一般会計予算所管部分を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は、まず歳出を各款ごとに、次に歳入、その他の順で行う。

まず歳出第1款議会費について質疑を行う。事項別明細書は53ページからになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第2款総務費のうち、第1項総務管理費第11目住居表示整備費、第17目地域応急処理費、第18目コミュニティ振興費及び第20目健康保養地づくり推進費を除く部分について質疑を行う。事項別明細書は57ページからになる。発言を許す。

○1番（青木敬博君）事項別明細書74ページ、サテライトオフィス等推進事業補助金で、交渉を継続している19社の多くが本市でのビジネスチャンスを求めて進出を検討している、地域課題や本市の企業が抱える課題に関する情報提供を行うと予算大綱質疑の答弁であったが、このようなことを聞いてくるのはIT企業なのか。

もう一つは、継続事業であるので、何となくやり取りはあると思う。そのやり取りの中で、今はコロナの問題があるが、その反応はどのような感じか伺いたい。

- 企画課長**（菊地貴臣君）19社の内訳は、IT企業を中心であるが、その業種に限らない、幅広い業種と伺っている。

継続事業の19社の感触であるが、すぐにここ数か月で伊東市に進出するというお答えをいただいている企業はないが、この事業の目的である、企業のビジネスにつながる地域課題や、本市の企業が抱える課題に注目している企業が多いということで、今後も継続して、そのような情報交換や今後の伊東市への進出に向けた具体的な交渉を進めていく予定である。

- 1番**（青木敬博君）土地が安いから、呼べばすぐ来ると言う市民が多いと思うが、実際、企業で比べれば、人件費が一番高く、土地が安いぐらいでは動いてこないと思うので、このようなやり取りを通じてさらに誘致に結びつけていただきたい。

次に、76ページ、ふるさと伊東応援寄附金返礼事業委託料は、今回、寄附金控除に関する証明書を業者がシステムで発行することになったので、多分、伊東市の手間は減ると思うが、それは間違いないか。

予算大綱質疑で、返礼品提供事業者による、ふるさと納税のプロモーションの強化という答弁があったが、つまり、返礼品を出している人に宣伝してもらい、伊東市では特にやらないのか伺いたい。

- 企画課長**（菊地貴臣君）まず、ふるさと納税の寄附金控除に関する証明書の取扱いは、地方公共団体と寄附の仲介に係る契約を締結した一定の事業者、本市でいうと、さとふる、楽天が寄附金控除に関する証明書を令和3年度の確定申告分から発行することになった。そのことにより、伊東市が発行している寄附金受領証明書を発行しなくていいとはならない。全く別物であるので、手間としては変わらない。

予算大綱質疑の際に答弁申し上げたプロモーションの関係であるが、伊東市でふるさと納税のバナーを作り、それを返礼品提供事業者にご利用いただき、自社のホームページに貼り付け、そこから伊東市のふるさと納税に誘導させる方策を今考えている。

- 1番**（青木敬博君）事務処理が楽にならないのは大変だと思うが、ぜひ頑張ってください。ここは人を増やして対応したほうが、納税額がすごく上がると思うので、ぜひやっていただきたい。

返礼品提供事業者にバナーを渡して集客するという話であるが、以前のふるさと納税のデジタル広告のキャンペーンの数字を見ると、大体2か月のプロモーションで、ホテルのバナーや会社のバナーをクリックして、特設ページを経由して、楽天かさどふるの伊東市のカテゴリーの商品ページに行った人が大体1万7,978人。納税額は、昨年8月時点で、宿泊が戻って

きている状態で1,494件、4,842万2,094円、1人当たり3万2,000円である。

3万2,000円をもらうのに、納税のページまで来させるのにかかった金額は、インスタグラムだと180円、フェイスブックだと243円、グーグルは少し高くて1,378円、ヤフーは264円である。1人が3万2,000円納税するとして、1万7,978人のたった1%が納税しただけで、572万8,000円の納税が来る計算になる。2%だと1,044万円。

今、3万2,000円と単純に数割りをしたが、実際、伊東市は宿泊と物品で金額の差が激しすぎる。安いものもあるけれども、一番高いものだと100万円以上の納税額があるので、もしかしたら180円、1回で100万円を生むかもしれない。すごく効率がいい広告ができると思う。

今、ふるさと納税をやっている人は割とデジタルに強い人が多いが、そうはいつでも、広告をここまでうまくできる自治体はないと私は思っている。伊東市の今の広告はすごく上手で、下手な大企業よりうまいと思っている。伊東市はせつかくノウハウを持っているので、かけたらいいと思うが、どうか。

- 企画課長**（菊地貴臣君）先日、ヤフーの方にお目にかかり、ふるさと納税の広告効果の話を伺う機会があった。伊東市はさとふるのほうメインであるが、そちらのページに訪れてくる方の特性は年収1,000万円以上の首都圏の女性、寄附をする方はそのご主人という方が非常に多く、寄附単価もかなり高い状況と伺っている。

バナーを配付してということも、返礼品提供事業者から、こういったことをやれば、より増えていくのではないかと提案を受けて、新年度実施するが、観光課等もいろいろな広告を別事業で打っているのだから、そういったノウハウも参考にしながら、上手に広告を打ち、ふるさと納税の寄附額を増やす努力をしていきたい。

- 1番**（青木敬博君）デジタル広告の資料を全部見させてもらったが、すごく上手にできていると思った。ふるさと納税は期限切れがある金券を持っているようなものなので、使い方が結構大胆だと思う。先ほど1%で計算したが、実際は1%ない気がするのだから、1回試してみてもいいから、そういうものをうまく使って、納税金額が上がるかどうかやってもらいたい。

返礼品の充実度は、伊東の中でも大手の人たちが多いので、もう少し増やせばいいと正直思った。これは市が代わりに通販をしてあげるようなものだから、配送の作業だけができるようになれば、こちらは納税額が増えるし、まちなかも返礼品としてお金が消費されるし、いい施策になると思うので、ぜひお願いします。

関係人口創出事業は、事務職を中心とした首都圏の大手企業に勤める社員を中心に事業への

参加を募り、首都圏の大手企業社員のうち、リモートワークや働き方改革、副業、セカンドキャリア、ローカルイノベーションなどに興味がある方が参加、と予算大綱質疑の答弁があったが、大企業へのアプローチの仕方は今どう考えているのか伺いたい。協働という言葉が予算大綱質疑のときに使っていたが、間に誰かが入り、協働していくのか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）間に誰かが入ってくるのかとのことであるが、間に入る団体、企業を想定した上で事業を実施することを予定している。想定する企業としては、東京の大手町や丸の内、有楽町界隈の企業の社員に対して、その団体を通じて声かけをして、人を集めていただく、あと、リモートワークの運営もしていただくことを考えている。

○**1番**（青木敬博君）それはぜひ頑張ってください。

次に、76ページ、移住定住促進空き家改修支援事業補助金は、不動産賃貸業者が補助対象である、改修するのは不動産賃貸業者か大家である、借りた人が移住定住者だったら補助金を出すのか。要するに、補助金を出すタイミングが分からない。リフォームした段階だと、そこに誰が入るか分からない。これをどうやっていくのかが分からないので、伺いたい。

○**企画課長**（菊地貴臣君）移住定住空き家改修支援事業補助金は、市内に所在する空き家の改修を行う不動産賃貸業者に対する補助を行うことにより、空き家物件の価値を高め、市外からの移住促進を図ることを目的に実施するものである。制度概要は、不動産賃貸業者を補助対象者とし、100万円以上の工事費用を伴う改修工事に対して30万円交付することを想定している。現在、まだ制度設計中であるが、空き家の改修のタイミングと移住してくるタイミングにかなりタイムラグが生じる場面も見られるので、その辺の整理をしながら、どのタイミングで、どういった形で補助金なりを払うのかについては、年度末に向けて精査し、4月から事業を実施したい。

○**1番**（青木敬博君）どのタイミングで入ってくるかは、もし年度をまたいでしまったら、結構面倒くさいことになるのではないかと思いますので、そこはちゃんとやっておいたほうがいいのではないかと。

○**5番**（重岡秀子君）74ページ、サテライトオフィス誘致事業委託料と、その下の負担金補助及び交付金にサテライトオフィス等推進事業補助金がある。ということは、誘致してもらうのに、どこかに委託するのか、2つの違いを説明願いたい。

コワーキングスペース整備事業補助金は、説明だと、どちらかというとも設備を整えることではないかと思う。サテライトオフィスは、総務委員会で1度、四国に視察に行ったことがあるが、やめた古い旅館を改造して、東京の企業がコールセンターを置いていた。店舗や事務所、旅館、保養所で空いているところはかなりあるので、サテライトオフィスを誘致するには、そういう紹介も必要ではないか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）サテライトオフィス誘致事業委託料は、事業者に委託して、一緒に事業をやってもらおう。サテライトオフィスとして地方に進出したい企業と自治体とをつなぐマッチングイベントへの出展、こちらに進出したい企業に対する個別企業訪問に同行していただく、誘致支援に係るミーティングを行う業務委託を考えている。

サテライトオフィス等推進事業補助金は平成29年度から実施している。本市に事業所を設置していない事業者が設置する本社または本社機能の一部を持った事業所がこちらに進出される際に、施設の建物もしくは施設の整備、取得または改修、地域の交流経費、家賃、通信回線の使用料、サテライトオフィス等にかかる人件費等を補助する事業である。

コワーキングスペース整備事業補助金は、複数の企業や個人等が共用で利用することができ、通常の勤務場所とは別に、テレワークを実施するために整備されたコワーキングスペース等であって、複数の利用者が一度に利用するための机、椅子、パーティションが設置されていたり、セキュリティーが確保されたWi-Fi等のインターネット環境を有しているという条件はあるが、今年度から実施している事業である。建物や設備の整備、改修に要する経費に加え、物品の購入に対する経費を補助するもので、補助率2分の1、250万円限度として実施する。

○**5番**（重岡秀子君）サテライトオフィスは2つ予算があるが、下のサテライトオフィス等推進事業補助金は平成29年度からやっていた。上は、コンサルのような方に頼む、間に立ってもらおうという委託料なのか。本会議場での予算大綱質疑でも、マッチングイベントというから、サテライトオフィスを探している企業が集まるイベントがあるのか。間に立つ事業者はどのような感じで、どうやってオフィスを引っ張ってくるのか、再度お聞きしたい。

○**企画課長**（菊地貴臣君）コンサルティングもしていただける企業である。この企業自体は、サテライトオフィスとして福島に進出された実績もあり、サテライトオフィスとして地方に進出したい全国の企業ともつながりがある。今年度についても、サテライトオフィスの誘致戦略の策定、マッチングイベントへの出展について事業委託を実施している。その結果、19社からつながりがあり、交渉を進め、実績が上がっている事業であると認識している。

○**5番**（重岡秀子君）サテライトオフィス等推進事業補助金は平成29年度からということで、この委員会で結構ずっと予算が出てきている感じがする。定着しているところがあまりないのか、平成29年度からやってきてどうなのか、何かネックになっていることがあるのか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）サテライトオフィス等推進事業補助金は、過去に2社に対して補助金を交付した実績がある。来ていただく企業に対して所要の補助をしようとして先に補助制度を整備し、利用していただいている実績はあるが、どういった企業がこういった制度を利用したいか、手探りで進めてきたところもある。サテライトオフィス誘致事業委託料は新年度にかけて



実施するが、誘致戦略を策定した上で、マッチングイベントにも参加する中で相談をさせていただき、そこからサテライトオフィスとして進出していただくのであれば、サテライトオフィス等推進事業補助金をご利用いただく流れで考えている。

- **5番**（重岡秀子君）なかなか難しい。企業誘致と同じような感じになる。私たちが視察に行ったところは、田舎だけれども、高速道路が近くにあり、非常に交通が便利で、倉庫があって、注文を受けて、そこから発送するのは意外と楽なところだった。伊東は交通の面で、大きな道路に出るまでが大変なところがあって、なかなか難しいと思う。

東京の大きな企業で心を病んでしまった社員が田舎のサテライトオフィスに来て、心身ともに回復して、そこで事業をしたということが心に残っている。そういう意味では、伊東は自然に恵まれていて、海もあるし、いいところだと思うので、その辺もアピールしていけばいいと思う。確かに職員がやっていたら、とてもではないけれども大変だと感じる。

もう一つ、コワーキングスペース整備事業補助金は新規事業であるが、同時にリモートワークもある。リモートワークはそういうスペースがなくてもできるのかもしれないが、その辺はどのようにお考えか。リモートワークは旅館でもいいのか、考えを伺いたい。

- **企画課長**（菊地貴臣君）コワーキングスペース整備事業補助金は、複数の企業、個人等が共用して利用することができ、通常の勤務場所とは別に、テレワークを実施するために整備されたコワーキングスペース等であるため、コワーキングスペース等として、専用のスペースとして開始されるのであれば補助対象になり得るが、例えば何か別の用途のものとコワーキングスペースを兼用してとなると、補助要件には該当しない。

コロナ禍でテレワーク等が進んできて、そもそもオフィスなりスペースを整備することに困難さがあるのではないかという意見もほかの方から伺っている。今年度、市内に1件整備していただいたが、個人の方が在宅でやるよりは、そのようなところでやったほうが集中できる。また、企業向けのブースもつくられている話も伺っており、そこをスケルトンとして整備していただき、テナントで入る企業が自分たちのサテライトオフィスとして整備するのであれば、サテライトオフィス等推進事業補助金も別に活用できる。

今回、コワーキングスペースを1件整備していただいたが、それから個人や企業に広がりが見られるのではないかと期待している。

- **5番**（重岡秀子君）それとは関係なく、それができてもできなくてもリモートワークはどのようなイメージで、どういう場所を使ってやられるのか。
- **企画課長**（菊地貴臣君）リモートワークされる方によっていろいろあると思うが、Wi-Fiや十分スペースがある方は自宅でやる方もいるが、なかなかそういった環境が在宅で整わないという方もいるかもしれないので、そういった方はコワーキングスペースを利用いただくこと

もあると考えている。

○5番（重岡秀子君）76ページであるが、これも新規事業で、これは来る方の宿泊とか、そういうところに補助が出るのか。

○企画課長（菊地貴臣君）76ページのリモートワーク誘致企業負担金の質疑かと思うが、こちらは関係人口の創出事業ということで、東京の大手町、丸の内、有楽町などの企業に勤めている社員に働きかけて、地方での期間限定型のリモートワークを伊東でしていただいて、地域の魅力や課題に触れ、伊東市の人との交流もして理解を含めて、最終的には市に地域の課題の解決方法など、そういったものをプレゼンしていただく。単純に観光で来たというよりは、より伊東市と関係を深めていただくような事業を考えていて、それもリモートワーク誘致事業として位置づけている。

○5番（重岡秀子君）私が聞いたかったのは滞在費の補助である。お試し移住などは10泊までということで、今日は2泊、次のときは1泊とか、ばらばらでもいいということである。リモートワークは一定の期間ということなので、110万円の負担金があるが、どこかに滞在する経費と考えていいか。

○企画課長（菊地貴臣君）リモートワーク誘致事業負担金は、滞在費に対する負担金ではなく、都内の大手企業の方が伊東に来てリモートワークによって伊東市の課題などを研修という形で検討していただいて、最終的にこちらに報告していただくことを考えているが、それを実施していただく団体に支払われる開催市の負担金である。

お試し移住支援事業補助金は、本市への移住検討者が移住の検討材料とすることを目的に本市へ滞在する場合に宿泊にかかる費用の一部を補助するもので、委員指摘のとおり、年度内に通算10泊まで、補助率2分の1、上限は1人につき1泊3,000円と考えている。目的外の補助金利用を防止するために、本市への移住相談をしていただくとか、移住相談票を提出していただくことで、観光で来た方が目的外で利用しないような形での制度設計を考えている。

○5番（重岡秀子君）伊東の場合、特別、お試し移住の場所を用意しなくても、この前、私も大綱質疑で示したが、ほかの町では、市で住居まで固定して用意しているが、旅館もペンションなどもあるし、貸し別荘などもあるので、自炊しながらという感じもいいかと思った。伊東の場合には、そういう条件があるので、これもいいかと思うが、実は民間のプロジェクトチームのようなものがアートワーケーションというので県から予算をもらって、芸術に携わる人、作家とか画家を3人伊東に呼んでいて、その間の滞在費は県が出してくれて、プログラムはプロジェクトチームが用意して、その間、伊東で絵を描いてもらったり、伊東の写真を発信してもらったり、また、伊東に対してのいろいろな意見を言ってもらったりというアートワーケーションをちょうど今やっているの、それがリモートワークなどにつながるイメージがあったの

で聞いた。宿泊を提供するだけではなくて、10泊する間にどんなことをやってもらうかというか、移住につなげるためのどんな支援が必要なのかというところでいろいろ手がかかるというか、人手も要るし、全てのことが連携も必要だと思うが、非常に事業が多い中で、委託するものもあるが、職員の体制というか横断的な協力とかはどのように考えているのか。観光とか産業課、空き家対策にも関係すると思うが、その辺はいかがか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）かなり事業数も増えているところもあるが、新年度に地域おこし協力隊員の方を1人、パートタイム会計年度任用職員として雇用する予定であるが、その方に移住相談やお試し移住の関係の事業を中心にやっていただこうと考えている。全庁的な取組については、以前から申し上げているが、庁内で移住促進連絡会議を設けており、関係部長、課長で構成しているが、そちらの中で移住の体制の取組を検討する中で全庁的に取り組んでいきたいと考えている。

○**5番**（重岡秀子君）きちんと人件費というか関わらないと中途半端なことになってしまうのではないかという心配もある。例えば企業を呼び込むといたら、企業との関係もいろいろつくっていかねばならないと思うし、そういう中で、さっきプロジェクトチームと言ったが、移住促進官民共同プロジェクトチームがあって、私は少しだけ関わっているが、総務委員長も関わっているし、市民が市役所とも関わりながら手伝いをしようという団体もできている。その中ではほとんど移住者なので、移住者が移住者に働きかけて、いろいろ悩みにも答えながらやっているのはいいと思うが、市としてはどのように考えているか、また、どういう連携をしていこうと考えているか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）いろいろな事業を進めていく中で、連携先はそれぞれ異なっていると思う。サテライトオフィスの誘致などはノウハウのある専門的な事業者と連携した上で企業誘致を図っていきたいと考えているし、それに際しては、県の東京事務所等と連携を図っていきたいと考えている。一方、委員指摘のあった例えば移住者の経験やノウハウを生かせる部分があるのではないかとこのところであるが、確かに、移住希望者が行政に対していろいろ情報を求めてくる場面もあれば、そうではなくて先輩移住者の話も聞いてみたいなどのいろいろなニーズもあるので、そういった移住希望者のニーズをくみ上げる中で、民間の方とも適宜連携を進めていきたいと考えている。

○**5番**（重岡秀子君）サテライトオフィスとかリモートワークの誘致、コワーキングスペースとか、伊東市の市街地でも結構空き店舗などがあって、事務所が空いているところなどもあるので、そういうところも不動産屋などと連携して探しやすくしていくことも必要だと思う。あと、昨日も観光建設委員会を傍聴したが、今はいろいろ行事などができないという状況があるので、こういうときに観光課とも連携して、一緒に学習会をやるとか、伊東市の1つの産業振興とし

て連携していったらいいのではないかと思うが、これは意見である。

- **3番**（井戸清司君）事項別明細書60から61ページ、その3の2ページ、研修経費の研修事業について教えてほしい。令和2年度のときに、この中にコンプライアンス研修が入っていたが、令和3年度の予算からコンプライアンス研修がなくなったことと、令和2年度の予算は研修事業で572万円3,000円、3年度が404万1,000円でほぼ今年度と変わらないが、これだけ減額になった理由をお聞かせ願う。
- **秘書課長**（小川真弘君）コンプライアンス研修については、ハラスメント対策事業経費の中でハラスメントもコンプライアンスも一緒になってやっていく。また、大綱質疑でも答えたが、ハラスメントに対する相談体制などが必要ではないかということで、研修の重要性も認めるが、体制づくりも大事だということで、研修の回数を1回にしてあるが、一緒に実施するということである。また、経費が減額となった部分は、静岡地方税滞納整理機構、東京オリパラ競技会の組織委員会への派遣がなくなったので、それに関する不動産借上料とか、そういったもの減額が主なものである。
- **3番**（井戸清司君）次に、その3の3ページ、庁舎維持管理事業の中で、庁舎運営事業の光熱水費が前年度と比べて300万円ぐらい減額になっているが、現状燃料費の高騰などがあることを考えると、上がっていいだろうと思うが、事項別明細書で全部見てみると、各課全部、大体光熱水費は前年度維持か、少し下がっているか、少し上がっているかぐらいでしかないが、そこら辺の予算の積算について教えてほしい。
- **庶務課長兼選挙管理委員会事務局長**（小川直克君）庁舎の光熱水費の積算について答えるが、予算の編成時期が10月、11月であるので、その時点の電気料の使用状況などを勘案して、新年度の予算を積算している。委員指摘のとおり、年明けから相当な電気料の高騰があるので、推移を慎重に見守りながら、また節電に努めて、なるべく影響のないような形で運営していきたいと考えているが、どこかのタイミングで精査し、補正等をお願いすることになると思う。
- **財政課長**（木村光男君）全般的な光熱水費等の予算の対比の質疑だと思う。大綱質疑の中でも答弁はあったと思うが、基本的にこういった維持管理に係る光熱水費については、枠配分経費という形で予算要求し、全般的な査定をしている。基本的には、前年度の決算とか、今年度の予算要求時期、大体10月、11月ぐらいまでの経緯を見ながら査定している。今、庶務課長の答弁にもあったように、その後の変動が大きかったので、その対応としては、今現在、この予算に追加するといったことはしていないが、基本的には検討経費であるので、実際、年度が始まって、状況を見ながら、途中途中の補正において必要であれば対応していきたい。ただ、各課においては節約に努めていただくという形でお願いしたいと思っている。
- **3番**（井戸清司君）原油価格の高騰は夏ぐらいから始まっていたわけで、暮れからここに来て

急に上がって、今のロシア情勢を考えると、相当な値上がり率を考えなければいけないと思うので、そこはこれから補正か何かで対応していかなければならないと思う。そこら辺の予算組みはしっかりやっていただきたい。

次に、その3の8ページ、事項別明細書68ページの国際交流推進費の国際交流推進事業は、前々年度が130万円で、前年度は事業がコロナで30万円しかなくて、今年は200万円あるが、事業の内容はどういったものを考えているのか。

○**秘書課長**（小川真弘君）まず、友好都市との高校生交換留学事業で、今年からメドウェイ市とリエティ市の2人ずつを予定している。あとはメドウェイ市との友好都市の交流事業、あと外国人市民生活環境整備事業ということで英語による広報のテレビ放送、あとは外国人の市民支援といったことをやっている。あとは市民総合の交流事業ということで、異文化理解講座の講師の謝礼、国際交流推進事業ということで、アゼルバイジャンとも学生の交換事業を実施している。

○**3番**（井戸清司君）今の国際情勢を考えると、この事業もできるのか、できないのかが微妙なところだと思うが、なるべく国際交流は進んでやっていただきたいので、よろしく願います。

その3の13ページ、事項別明細書78ページ、情報化推進事業の電子申請システムの導入と音声文字変換システムの導入が新規事業になってくると思うが、この内容を教えてほしい。

○**情報政策課長**（稲葉信洋君）電子申請システムについては、大綱質疑でも答えたとおり、市民の方から市に対する申請や、市から市民の方へのアンケートへのお答え、また、例えば庁内における職員研修を行った後に、職員向けにアンケートを取る際に使うシステムになる。音声文字変換システムについては、会議録の作成システムのような形になっている。ボイスレコーダーなどで録音したものをサービスにデータをアップロードすると、文字に変換されてデータが返ってくるというシステムになっている。

○**3番**（井戸清司君）音声文字変換システムは当局側だけしか使えないものになっているのか。議会の音声文字の変換とかに使えないのか。

○**情報政策課長**（稲葉信洋君）議会で使っていただいても問題ないが、変換精度の部分で、1度試していただいた中で、議会の運用が今の形がいいのか、このシステムを使っていくのがいいのか判断いただきたい。

○**3番**（井戸清司君）最後に、事項別明細書88ページ、賦課経費のところ、固定資産税の評価替えの関係が評価替標準地価格鑑定委託料、固定資産路線価図の作成業務とか地図情報システムがあって、明細書を見ると、令和6年度が固定資産税の評価替えの年度である。今までも2年とか3年前から準備をする予算になっていたか。

- 課税課長（萩原智世子君）評価替えは3年に一遍であるが、2回前までは、大体評価替えの2年前に標準地の価格鑑定があつて、1年前に路線価の業務委託があつた。前回から固定資産路線価図等作成業務委託料は1年ではなくて1年半の期間をもってやらせていただいた。今回、評価の精度を上げるため、あと、今回システムが切り替わつたためというところもあるが、初めて丸2年かけてやらせていただくようになった。スパンが変わっているが、こちらの2つの委託料については、毎回、評価替えの中でやっていたものである。
- 3番（井戸清司君）今、精度を上げるという話が出たが、たしか私が議員になってから1回だけ見たことがあるが、航空写真を撮つて、それによって固定資産税とか、多分、これは課税課だけではなくて都市計画とか上下水道なども使うようなデータになると思うが、航空写真などは固定資産税を厳密に出すというか精度を維持するためには必要だと思うが、多分、ここ10年ぐらいやっていないと思う。ここら辺に関してはどうなのか。
- 課税課長（萩原智世子君）前回の航空写真の撮影は平成24年度になる。伊東市においては都市計画課が予算を取つてやってきたが、都市計画課では2,500分の1の縮尺でいいが、課税課は1,000分の1の精度が必要になることもあり、やはり10年たっていると、正直、あまり使えない地図になっているので、今後、課税課が主体になって、できれば予算を取つていきたいとは考えている。昔と違ってできることが増えているので、航空写真を比較、例えば3年に一遍とか5年に一遍撮ることによって、地目を自動的にAIが判定する、それによって、そこら辺を課税に反映させるということもできるようになっているし、災害において、今回、熱海市の土石流のところでも、元の写真と災害が起きた辺りにあつたものをドローンなどで撮影したものの差異の中で判定するというところで、災害復旧の初動でも使えるところがあるので、ぜひそこら辺はやっていきたいと考えている。
- 3番（井戸清司君）航空写真は、1000分の1等の精度で撮るに当たってはどのぐらいの予算がかかるのか。
- 課税課長（萩原智世子君）前回の予算は2,500万円であつた。今回うちのほうでも予算を取るに当たつて見積りを参考に取つたが2,200万円ぐらいと少し落ちている。また、やり方によって、同じ緯度、同じ経度の市町村であると、単発ではなく近隣市町村と撮ることによってスケールメリットで価格が下がる話も聞いているので、近隣自治体と協力してできればと考えている。
- 3番（井戸清司君）固定資産の路線価とかを厳密に出すには必要であると思うし、他課とも共有できるデータになるので、多分今まで別の課で何回か撮つていたと思う。そうすると予算の問題になるので、精度の高いものを撮つて各課で共有できるとか、課税課長も話したが他自治体と共有できるデータであるのであれば、必ず必要なもので、これは来年度に向けて

予算化してほしいがいかがか。

○**財政課長**（木村光男君）指摘のとおり、基本的には我々も極力やらなければならないものと捉えている。しかし、ほかの事業、特に今後図書館建設等を控えているので、基本的には財源状況を見ながらであるが、早い段階で着手できればと思っている。

○**2番**（篠原峰子君）その3の2ページ、おもてなしコンシェルジュ研修経費について、今年度はまだ終わっていないが、やってみての感触や成果は今回の予算につながっていると思うが、その点はどうか。

○**秘書課長**（小川真弘君）今年度初めておもてなしコンシェルジュ研修ということで、市長が特に市民の方が庁舎で迷わないというか、目的を職員が聞いて、そこでしっかり案内をしろというようなことを非常に求めていたので、市長の思いを体現するような形でやらせていただいた。いろいろ初めてのことであったので、いいところも課題が残るところもあったが、その辺を共有して、最終的には2月中旬に研修が終わったということで、市長自らおもてなしコンシェルジュの認定証とバッジを職員に授与した。今23人がおもてなしコンシェルジュとなっており、令和4年度も行っていく。市民の声を直に聞いてはいないが、報道記事等からは、対応がよかったという話も聞いているし、職員の感想を取りまとめている状況であり、私の手元にはまだ研修が全部終わった成果は届いていないが、私からいろいろ見ていて、市長の感想も聞く中では、一定の成果があったものと考えている。

○**2番**（篠原峰子君）役所に来ることに慣れていない方も多い中で、親切に声をかけてもらえるのはありがたいと思う。課題も抽出し、来年度もお願いしたい。

その3、3ページの庁舎維持管理事業の庁舎運営事業のその他修繕料等であるが、補正予算のほうには修繕料600万円、雨漏り修繕とのことであったが、この、その他修繕料について、どこの部分の修繕なのかまとめているか。

○**庶務課長兼選挙管理委員会事務局長**（小川直克君）その他修繕料等についてである。今回の3月補正でお願いした分については、雨漏り対策として約400万円、保守該当部分として200万円お願いしていた。その他の部分についてその他修繕料として上げているが、この庁舎を運営するに当たり機械設備、例えば電源のバックアップや空調の設備であるとかが経年劣化していることから、部分部分に不都合が出ている。こういう形の機械設備に対して補修する費用として計上している。建物自体も、ヒンジなどから油漏れによって急に効かなくなったりするような細々したものもある。蛍光灯も、安定器も年数がたつと駄目になるが、そちらの修繕であるとかの総括的なものとして、建物の経年劣化により、この程度維持補修経費としてかかると見込んでいる。

○**2番**（篠原峰子君）そうすると、私が庁舎の中で一番気になるのが玄関の雨漏りであるが、

これは補正予算で直されるので今回の予算には関係しないということか。

- 庶務課長兼選挙管理委員会事務局長**（小川直克君）3月補正における雨漏り対策は、役所の8階や7階も当初のパッキンが大分長年の経過でやせて、そこから雨が漏っていた。そちらを高所で作業する特殊な技術者に頼んで、分割して直していくことを考えている。

話にあった他の部分の雨漏りについては、残りを1,012万9,000円の修繕料の中で、その都度対処していきたいと考えている。

- 2番**（篠原峰子君）分かった。みすばらしい感じにならないようお願いしたい。

4ページの7番、市民参画推進事業の中のSDGs推進事業補助金であるが、この事業について、どのような狙いがあるのか。また、SDGsの17の目標に寄与する事業ということで、結構捉え方が幅広いと思うが、この辺の申請基準はどう考えているのか。

- 企画課長**（菊地貴臣君）こちらの事業については、SDGsの17の目標達成に寄与する市民活動や芸術文化団体による事業に対して補助金を交付してSDGsを推進するような事業になっている。事業自体は2つに分かれており、SDGs推進事業としては、現在行われている魅力あるまちづくり事業補助金で対象としてきた事業を想定しており、補助率4分の3、上限額5万円の現在の魅力あるまちづくり事業補助金と同様とする予定である。

もう一つ新設の事業としては、SDGs普及啓発事業として、特にSDGsの推進効果があり、SDGsの普及啓発に寄与すると認められる事業を対象とする予定であり、補助率4分の3、上限額10万円を予定している。補助金の審査に当たっては、従来の書類審査に加えてヒアリングによる審査を行う予定としている。

狙いについては、従来から行われている市民活動団体や芸術文化団体の事業についても、SDGsの17の目標があるが、そちらを意識する中で事業を行ってもらえればということと、市民に対するSDGsの普及啓発につなげていければということと狙いとしている。かなり幅広になっているので、従来魅力あるまちづくり事業で実施されてきた事業について、このSDGs推進事業補助金に衣替えしたことによって対象外になるような事業はないものと考えている。

- 2番**（篠原峰子君）そうすると、子供食堂などは対象になるのか。

- 企画課長**（菊地貴臣君）趣旨としてはかなうものであると思うが、他の補助金等との兼ね合いがあるので、他の補助金を既に取りっているとこちらの補助金が使えないという制度になるので、どちらの補助制度がより有利か各団体で判断いただければと考えている。

- 2番**（篠原峰子君）そうすると、あらゆるボランティア団体が対象になってしまうのかなと思ったが、別の補助金を受けているところについてはかぶらないようにという解釈でいいか。



あと、どれぐらいの数の申請を想定しているのか教えてほしい。

○**企画課長**（菊地貴臣君）前段言われたところで、市民活動団体の要件や芸術文化団体の要件については、従前の魅力あるまちづくり推進事業と同じにするので、市民10人以上で構成され、かつ、主たる活動を市内で行っていることとか、規約または会則を有し、当該団体の運営を明確に定めていること、予算決算を適正に行っていること、活動実績が1年以上継続していること、営利を目的とした団体ではないことという要件については、引き続き継続して条件とすることを考えている。この補助事業の総件数は、SDGsの推進事業のほうが28件、SDGsの10万円のほうの普及啓発事業については6件を予定している。

○**2番**（篠原峰子君）分かった。どんどん宣伝してほしい。すごく大事な事業であると思うので、よろしく願います。

10ページで、コワーキングスペースの整備事業の補助金について250万円予算が上がっているが、1件、最高250万円ということで、最大補助が250万円ということで、想定金額として最大限の補助があればそこで終わってしまうような感じであるが、今年度1件の利用申請があったとのことであるが、今年度の利用状況は1件申請があつて稼働しているということではいか。利用状況をお聞きしたい。

○**企画課長**（菊地貴臣君）コワーキングスペース等整備事業については、指摘のとおり1件分ということで250万円の予算をお願いしているところである。今年度から実施している事業であるが、今年度も既に1件交付確定しており、年度中には支払いを終える予定としている。相談は何件かあるが、要件を満たさないものもあるので、相談は随時受け付けており、その様子を見ながら、もし必要であれば追加でお願いすることもあり得るかと考えている。

○**2番**（篠原峰子君）23ページ、個人番号カード交付事業について、カードの申請が現在34%ということであるが、なかなか進まないのかなというところで、全国の申請ではなく交付率を調べたら、2022年2月1日現在で全国が41.8%、静岡県が42.1%の交付率となっていたが、年齢区分で言うと、伊東市ではどの年代層が多いか分かるか。

○**市民課長**（大川雄司君）交付に係る年代別ということであるが、申し訳ないが手元に資料等分析したものがないのでお答えできない。

○**2番**（篠原峰子君）これから便利に使ってもらわなくてはいけない、緊急のときの給付などにも便利に使っていただけるようになるということで、普及促進に向けて何か考えていることはあるか。

○**市民課長**（大川雄司君）カードの交付拡大については、実は国が委託した事業者が、市内の商業施設等を利用したカード申請サポート会の開催をこの2月、3月に予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で流れてしまった。来年度も機会を捉えて、これらを利用

しながらカードの交付拡大に努めてまいりたい。また、私どものほうで申請サポートをする機械、撮影から申請までできる端末機械を購入したので、それらも利用しながら交付拡大に努めてまいりたい。

○5番（重岡秀子君）先ほどの篠原委員の質疑に関連し、4ページの市民参画推進事業、SDGsは新規事業なのでこういう始めるときに目的、要綱はしっかりしておかなければいけないと思う。魅力あるまちづくり事業で受けていた補助金がこちらへ移行したと大綱質疑の中で話されたが、内容的にはどんな事業がSDGsのほうで給付を受けることになるのか。

○企画課長（菊地貴臣君）現在、魅力あるまちづくり事業補助金の中では、各種市民活動団体等がいろいろな海をきれいにする活動や、高齢者を中心にした生きがい活動であるとか、いろいろな支援をされていると思う。令和3年度については、市民活動団体による事業が11事業、芸術文化団体の事業が9事業予定されているが、そういった事業はSDGsの17のいずれかの目標に当たるのではないかと考えている。そちらの現在行われている事業については、そのまま移行することは可能ではないかと考えている。

○5番（重岡秀子君）17あるからどこかには入るみたいになってしまうと事業目的がはっきりしなくなる。例えば、海をきれいにするというのは環境をSDGsもうたっているのでもいいかと思う。ただ、文化芸術みたいなことまでここに入れていいのか。例えば、演劇等も入っているかと思うが、それはどういう位置づけになるのか。何でもそこへ入ってしまうかなという感じがしないでもない。あらゆる年齢の全ての人の健康とか、女性の地位とか、どうなのか。きちんとした意味を持たせたほうがいいと思う。

○企画課長（菊地貴臣君）この制度を立案するとき、芸術文化団体に対する補助について、このSDGsに当てはまるのかという議論はかなりした。いろいろなホームページも拝見する中で、いわゆる芸術文化団体のほうからも直接17の目標に芸術とか文化が文言として出てきていないという指摘もあるが、市の総合計画においても、例えば4の質の高い教育をみんなにや、11の住み続けられるまちづくりをというところで取組を位置づけており、他自治体においても4番と11番の取組で位置づけているところも多くあった。

市としては、普段皆さんが取り組まれているような活動が実はSDGsにつながるというところを感じてもらい、市役所だけではなく市全体としてSDGsに対してみんなで取り組んでいこうという意識づけをするためにも、今回魅力あるまちづくり事業補助金からSDGs推進事業に切り替えたところもあるので、狙いとしてはそういったSDGsの意識普及や啓発が大きなところかと考えている。

○1番（青木敬博君）78ページの情報化推進事業であるが、電子申請システムは、プログラムの知識がなくてもボタンを押すか何かすると入力フォームが勝手にできていくものと思う

が、それは庁舎で職員全体がそれを使ってどんどんつくっていくものなのか、それとも誰か代表がつくって利用してもらうものなのか。誰かがつくるとなると効率が悪くなるので、できれば庁舎の人が全員つくれたほうがいいと思うが、その辺はどうなっているのか。

○情報政策課長（稲葉信洋君）委員言われるとおりに、全ての職員ができるのが理想かと思っている。ただ、業務に当たっては、例えば情報政策課が職員向けに代表者を集めて研修をして、その研修成果を各課で横展開する形で、最終的には全職員が使える形が理想だと考えている。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

昼食のため、午後1時まで休憩する。

正 午 休憩

---

午後 1時 再開

○委員長（杉本一彦君）休憩前に引き続き、会議を開く。

次に、第3款民生費第1項社会福祉費第6目国民年金事務費及び第7目国民健康保険費について質疑を行う。事項別明細書は119ページからになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第4款衛生費第1項保健衛生費第6目後期高齢者医療費及び第8目環境衛生費第2項清掃費のうち、第5目地域汚水処理費を除く部分並びに第3項環境保全費について質疑を行う。事項別明細書は157ページからになる。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）衛生費のその3、17ページの環境美化センター管理費、及び焼却炉整備事業で、大綱質疑の中でも、焼却炉の整備事業がこここのところ毎年必要になっているということで、すっきりしないので1点だけ伺うが、金属が混ざることによって劣化が激しいと言われて、それがどういうことなのか。市民で努力できることがあればやらなければいけないと思うし、実際にはその影響はどれぐらいあるのかを伺いたい。

私は議員になる前に昔の清掃工場に行ったときに、焼却炉の中から、例えば家庭ごみでもスプーンがそのまま入っていて、そのときに非常に困るとの話とか、金属とは関係ないが、家庭の皆さんがミカン1個分の水を絞ってくれると経費が安くなるということも市民に啓発していて、私はまだ議員ではなかったから、市役所の方の話がうまくて心に残っている。焼却炉の整備事業のためにどういう努力をする必要があるのか、また、そういう話ではないのか、その辺についてもう一度説明をお願いしたい。

○**環境課長**（佐藤文彦君）金属混入の影響については、金属が混ざって焼却炉に投げ込まれると、炉のところに行くまでの間のコンベヤーに針金状のものが引っかかって機械に不具合が生じる。当然炉の中にもそのまま入れられたものが燃え残って、灰を排出するときにコンベヤーに引っかかって不具合を生じる。市民の皆さんに協力していただけることであるが、先ほど重岡委員が言ったとおり、生ごみの水を絞って出していただけると重さも減り、減ることでパッカー車の燃費がよくなったり、ごみの総量も少なくなる。金属に対しては不具合が生じず、スムーズに焼却ができることになるので、分別をしっかりとりたいということは、ごみカレンダーでもお願いしているが、機会を捉えて市民に伝えていきたい。

○**5番**（重岡秀子君）今までにも、搬入の仕方がずさんであったり、自己搬入してくる人たちの中に大きな金属が混入していた話を聞いたことがある。今の課長の話では、家庭用のごみでも努力が必要なのか。大きなことなのか、小さいものも問題なのかが分からない。例えば廃材、工事現場から来たようなものを規制することと、家庭のこととは違うと思うが、その辺は現実的にはどうなのか。搬入のときにもっと厳しくチェックすべきとの声もあるが、その辺のことはどうなのか。

○**環境課長**（佐藤文彦君）毎年ごみ質調査をやっており、現在はコロナでごみ質調査はやっていないが、その中で抽出して、ごみにどのようなものが入っていて、紙が多いとか、プラスチックごみが多いとか、その中に不燃物もあるが、幸い、金属、不燃物は少なくなっている。ただ、入っていることは事実であるので、業者にもお願いしていく必要があるし、市民にも分別と、水分を絞ることを引き続きお願いしていきたいと考えている。

○**5番**（重岡秀子君）例えば空き缶が一緒に入っていることもあるだろうし、家庭ではスプーンとかがごみと混ざることも実はあると思う。

それから、もっと大きい鉄の棒とかもあるのであれば、事業用のごみというか、廃材等を持ってくるときにはどういう手だてが取れるのか、どのように考えているのか。

○**環境課長**（佐藤文彦君）美化センターに搬入の受付時に、実際に針金が絡まっている写真の文書を渡し注意喚起を促している。職員がその場で全てをチェックすることはできないが、可能な限り積載物を確認してチェックしており、これからも可能な限りチェックして協力を呼びかけていきたいと思っている。

○**5番**（重岡秀子君）そういう努力をして、なるべく焼却炉を傷めるようなものは入れないことが1つと、それができてもさらに7,000万円ぐらいの費用はかかっていくのか。その辺が努力で済まないのかどうかも伺いたい。

○**環境課長**（佐藤文彦君）分別の努力も当然継続的にお願いしていく必要はあるが、24時間高温での365日連続運転が、焼却炉が消耗する最大の理由である。そこが一番、経費がかかる

ところで、金属も1つの原因ではあるが、24時間連続運転が最も大きい原因である。

○2番（篠原峰子君）その3の15ページの容器包装リサイクル法推進事業で、前年度から50万円ぐらい増になっているが、この理由を教えてください。

○環境課長（佐藤文彦君）容器包装リサイクル推進事業の減量の関係で、ガラスびん再商品化業務委託等を実績に基づいて積算したところ増額した。令和2年度実績で令和4年度の委託料を積算しているが、ガラスびん再商品化業務委託料の増額で、昨年度は69万8,000円のところを91万2,000円で、21万4,000円の増額となっている。あと消耗品が24万8,000円ほどで、ごみステーションにペットボトル用の収集用ネットを補充するための増額となっている。

○2番（篠原峰子君）プラスチックごみの拠点回収の一部を行っていると思うが、この部分に該当しているのか。

○環境課長（佐藤文彦君）プラスチック製包装容器の実証実験で今行っているものについても、ごみ減量・再資源化推進事業の中に含まれており、実際162ページの3のごみ減量・再資源化推進事業の委託料のプラスチック製容器包装再商品化業務委託料で計上している。市内一部、玖須美地区だけの分になる。

○2番（篠原峰子君）この部分について、ごみの再資源化の計画ももう少し進んでいかなければいけない計画をもともと立てていたと思うが、新年度は何の進展もない状況なのか。

○環境課長（佐藤文彦君）現在、容器包装プラスチックの実証実験を玖須美地区の上の富士見町でやっており、当然全市的に広げていくような形で進めていたが、今度はプラスチックごみについても市町村が回収する努力義務になり、その辺も併せて検討していく必要があると思っている。新法施行により、今までは容器包装プラスチックだけであったが、今度はプラスチックごみも努力義務化されて併せて検討する必要がある。令和4年4月1日施行であるが、現在、同時収集に向けてどういった方法ができるかを来年度にかけて検討していきたいと考えている。

○2番（篠原峰子君）もっと思い切った取組ができないのかともどかしい思いがある。SDGsの推進に向けて積極的に取り組む姿勢を見せつつある中で環境政策は重要な視点だと思うので、思い切った政策をしていてもらいたい。

同じくその3の22ページの環境施策推進事業について、200万円ほど前年度より増えているが、この中身を教えてください。

○環境課長（佐藤文彦君）22ページの環境施策・公害対策事業の内訳の1つ目の環境施策推進事業は、次期環境基本計画を策定するための委託料が主なものである。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第9款消防費について質疑を行う。事項別明細書は241ページからになる。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）その3の4ページの無線施設整備事業で、屋内戸別受信機等設置事業はテレビプッシュサービスの普及が高齢者の関係で言われたが、もう一度説明を願いたい。

○危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）テレビプッシュサービスの事業内容としては、テレビプッシュサービスは伊豆急ケーブルネットワークと協働して行っている事業で、伊豆急ケーブルネットワークのほうで、申込みのあったテレビに専用の端末機を設置すると、市から出す緊急情報はその端末機を通じてテレビに、例えばテレビの電源が切れているときには自動的にテレビが立ち上がって緊急放送が表示されたり、別のチャンネルであっても強制的にその画面に表示が切り替わる制度で、それに対して市は、最初の専用端末機を購入するのに1万円かかるが、それを補助金として支出している事業になる。

○5番（重岡秀子君）それをつけたい人は申請すれば全額補助になるのか。

○危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）市のほうの補助は、あくまでも最初のときの専用端末機の購入費用だけで、その後にランニングコストが毎月800円ぐらいかかるが、例えばIKCのほかのサービスを受けていると600円だったり金額が多少違うようである。ランニングコストがかかるので、その分は加入者自身が負担する。

○5番（重岡秀子君）私たちはスマホを持っているので、そういうのが急に入ってくるが、スマホを持っていない高齢者やどういう人がこれを頼むと有効なのか。

○危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）スマートフォンを持っている方は、これに代わるものとしてエリアメールがある。また、市から出しているメールマガジンからの情報を取得できる。そういった情報伝達手段が得られない方向けのサービスと考えている。

○5番（重岡秀子君）分かった。今までも同報無線の音が届かない地域のこともある。市内全域で何をやったら全ての市民が情報を受け取れるのか、そのための策ということで了解した。

先日、深夜に津波の情報が鳴った。市民から、それは受けたがどうしたらいいか分からないとの意見が大分あった。避難に対しては共通理解が必要と、市民の皆さんの声としてある。町内会等のその地域その地域で、こういう放送があったり知らせがあったときにどうするかについては、防災マップ等も使ってもう少し周知が必要だと思うが、その辺についてはいかがか。

○危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）津波注意報、津波警報と情報によって取るべき行動が違ってくる。その辺は、総合防災ガイドブックを見ていただくと、そこにしっかりと書いてある。今回の放送の中でも、海岸に近づかないようにとのアナウンスをしたが、それが全

てであるところで、海岸に近づかなければ逆に言えば安全だということなので、そういう理解でよろしいと思う。

- 5番（重岡秀子君）防災ガイドブックについては、もう少し説明会をやったほうが良いと思うが、その辺はいかがか。
- 危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）毎年2回、自主防災会の会長、役員を集めての活動説明会と、総合防災訓練の前にも全自主防災会長を集めての総合防災訓練の説明会がある。そういった機会にガイドブックを使って防災に対する勉強会を開いていたが、このところコロナの影響でことごとく中止になっており、なかなかそういった機会が持てないところがある。ただ、これもコロナでなかなかできない部分はあるが、各地域から防災講話の依頼等があれば、職員が出向いてガイドブックを使いながら説明会を開くこともコロナ前には何回かやっていた。そういった要望には応えていくつもりである。
- 3番（井戸清司君）説明書の4ページ、事項別明細書の248ページ、防災用資機材整備事業の災害時遺体措置事業で69万3,000円は、内容を見ると「大規模災害により多数の死者が発生した場合の適切な遺体措置に用いる物品を備蓄する。」と書いてあり、毎年69万3,000円が載っているが、何を備蓄しているのか。
- 市民課長（大川雄司君）ここに該当する部分は、大災害があったときに遺体安置所に遺体を収容するが、遺体を収容するに当たって、遺体から臭いや菌、体液等が流れ出ないようにするための納体袋を30袋ずつ買っている。
- 3番（井戸清司君）30袋ずつ買っていて、何袋まで備蓄するのか。
- 市民課長（大川雄司君）耐用年数が5年と聞いている。また、実際の災害の想定はもっと数があるが、できる範囲の中でこの数にしている。
- 3番（井戸清司君）同じページの無線施設整備事業の12の委託料、同報無線保守点検委託料が昨年度は451万円だったのが今年度は679万2,000円と228万円上がっているが、こういった経緯でこの金額になっているのか。
- 危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）同報無線の子局の整備を数年にわたってやってきたが、毎年何台か局を増やしていく中で、保証が切れた分保守点検料がかかるようになっていく。今年の場合は、令和2年度に設置したものが令和3年度で保証が切れたので、令和4年度からは保守点検の費用の対象になってしまうところでの増額である。
- 3番（井戸清司君）1年で保証が切れるのか。ここ三、四年、毎年整備し続けて台数が増えていくが、最終的に保守点検委託料はどのぐらいまでいく見込みなのか。
- 危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）今回の増額で、148局分と親局と中継局の全ての保守点検料の形になるので、これで頭打ちの形になる。

○2番（篠原峰子君）その3、3ページの下水道事業会計地震対策補助事業のマンホールトイレの設置について、どこの場所なのかと、今後の設置計画はどうなっているのか。

○危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）令和4年度の予算の対象となるのが、北中学校に5基、門野中学校に6基になる。令和5年度はまだ計画の段階であるが、西小学校に6基、市役所に5基を予定しているが、西小学校は今後の学校の統廃合の使用の方向性を見据えて変更になることも考えられる。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第12款公債費について質疑を行う。事項別明細書は301ページ及び302ページになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第13款諸支出金について質疑を行う。事項別明細書は303ページ及び304ページになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第14款予備費について質疑を行う。事項別明細書は305ページ及び306ページになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

暫時休憩する。

午後 1時28分休憩

---

午後 1時29分再開

○委員長（杉本一彦君）休憩前に引き続き、会議を開く。

以上で歳出の質疑を終了し、次に歳入の質疑に入る。

まず、第1款市税について質疑を行う。事項別明細書は7ページからになる。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）令和4年度の税収見込みなども話されたが、コロナの第6波が続いている中で、固定資産税は、今までの課税標準の特例がなくなって通常に戻る中で、第6波で旅館等も大変な思いをいろいろしていると思うが、それに対する税金は今後どのような方針で徴収していくのか。



○課税課長（萩原智世子君）今回、コロナに対する特例は特に設けられていないため、地方税法の中で純粹にやっていく形になる。ただ、償却資産の中にコロナの中でも資産投資をやっていく方に対する特例は少し残っているが、課税ではそれ以外に特にというものは無い。

○収納課長（渡辺拓哉君）徴収の方針という部分についてお答えする。収納課としては、コロナ禍にはあるが、今までと変わらず財産調査を徹底して、可能なものがあれば徴収するし、なければ執行停止とか欠損の処理をしていきたい。

○5番（重岡秀子君）事業者で状況が違うと思うので、それぞれの状況に見合ったきめ細かい行き届いた納税相談をきちんとしていくということでしょうか。

○収納課長（渡辺拓哉君）相談自体は随時受け付けている。特別な事情がある場合には、徴収の猶予制度もあるので、当てはまるようであれば、制度の案内をして申請書を出していただく形で対応していきたい。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

次に、第2款地方譲与税から第22款市債までについて一括質疑を行う。事項別明細書は9ページからになる。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）13ページ、地方交付税である。何度か説明があったが、国が臨時財政対策債は抑制し、その分、地方交付税が増えることで9億円がプラスマイナスになっている。よく分からないのだが、国の考えで臨時財政対策債についてどのような指導が行われたのか、なぜかということも含めて伺いたい。

○財政課長（木村光男君）国の地方財政対策において、地方の一般財源の総額は令和3年度を下回らないと示されている。その中で、交付税は若干の増額、臨時財政対策債は大幅な減額となっている。大幅な減額の理由は、臨時財政対策債の制度からの説明になるが、臨時財政対策債は、地方交付税の普通交付税の算定において、基準財政収入額及び基準財政需要額の差引きの差額をもって交付税という形で国から地方に配分されるが、本来、国は全額現金で支給すべきところ、国で財源が不足することから、地方と国で折半して起債を起こして、償還に関しては後年度負担するというので、交付税の基準財政需要額に参入する形を取っている。今般、臨時財政対策債が大幅な減額となる理由は、さきの3月補正でもあり、ニュースでも流れているが、令和2年度の国税収入の決算、令和3年度の補正予算における国税収入の状況が史上最高額を記録している。国は、財源に余裕ができたことから、あえて借金はせずに現金で交付しようという考えが持たれていると思う。本市においては、計算上、今年度の交付状況、国の削減率からすると、臨時財政対策債は今年度13億6,000万円程度あるが、5億円程度まで減

ると見込んでいる。したがって、大綱質疑でも答弁したが、基本的に交付税と臨財債はセットで考えている。算定に当たっては、余裕を持って多めに計上してしまうと、万が一、来なかったときに歳入欠陥になるので、基本的にはかなり渋めに毎年計上している。その中で臨財債に関しては、令和3年度の当初予算は13億5,000万円だったので、9億円の減の4億5,000万円程度とし、それと同額程度交付税を持ち上げた。要するに、地方の一般財源の総額は変わらないというのが国の姿勢であるので、臨財債の借入れが減らされるのであれば、交付税の交付が増えると考えている。地方税自体も、国が言うほど伊東市の場合には伸びると思っていないので、そこは勘案したところである。臨財債が4億5,000万円からさらに300万円削ったのは、最終的な予算の総額の調整の中で渋めに計上した。

- 3番（井戸清司君）市債において、49ページ、民生債、放課後児童クラブ施設整備事業費充当1,160万円が載っているが、これは東小学校に新設する放課後児童クラブの施設整備に充当するための民生債ということによいか。
- 財政課長（木村光男君）委員お見込みのとおりである。
- 3番（井戸清司君）歳出費目だと教育費である。工事請負費、放課後児童クラブ建設工事請負費7,480万円。これは最終的に学校の施設として建てて放課後児童クラブに貸すということだと思うが、財産費目としては今後どうなるのか。
- 財政課長（木村光男君）財産の管理としては、基本的には放課後児童クラブは学校の施設を使うと聞いているので、教育財産として登録すると思っているが、今回、民生債で上げた理由としては、起債メニューが社会福祉施設整備事業債になっていることと、国の補助金も民生費の補助金等のメニューになっていることから、それに合わせた形で民生債として計上している。
- 3番（井戸清司君）整合性が取れるのか取れないのかという話だが、教育財産で最終的に残す施設を、基本的には民生債だから民生費の借金になることは、会計上、別に問題はないのか。
- 財政課長（木村光男君）本会議でも指摘があり、今後、費目に関しては教育部と調整の上、移し替えはしたいと思っているが、ただ、財産管理に関しては、今後、教育部において学校施設の一部として登録するのか、それとも学校施設の敷地を借りて社会福祉施設として登録するのかは、私のほうで今まだ詳細なことを把握していないので、他市町の事例等も情報収集した上で、きちんと整理してやっていきたい。なお、費目に関しては、今後、放課後児童クラブに関する事業費に関しては民生費に移したい。
- 教育委員会事務局教育部長（岸 弘美君）施設管理上、また、財産登録上の指摘かと思うが、先日答弁したとおり、現在、放課後児童クラブの利用が各市町で増えており、空き教室、余裕教室を使って学童保育をできなくなっている市町が大変多い。先進的な事例として、沼津市とか町が幾つもプレハブを建てている事例があるので、こういった形での財産登録の仕方が最も

分かりやすいのかは今後研究していきたい。実際に登録については、教育委員会定例会の議題として議決をしていきたい。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。

以上で歳入の質疑を終了し、次に債務負担行為以下、そのほかの予算の定めについて一括質疑を行う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。

市議第47号中、本委員会所管部分は原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

---

○委員長（杉本一彦君）暫時休憩する。

午後 1時42分休憩

---

午後 1時44分再開

○委員長（杉本一彦君）休憩前に引き続き、会議を開く。

---

○委員長（杉本一彦君）日程第9、請願第1号 日本政府に核兵器禁止条約への参加・署名・批准を求める意見書提出を求める請願を議題とする。

職員に請願書の朗読をさせる。

〔請願第1号及び意見書案朗読〕

○委員長（杉本一彦君）次に、紹介議員の補足説明を求める。

○紹介議員（佐藤龍彦君）まず、戦争被爆国であるとともに、静岡県は被爆3県のうちの1県になる。

1954年3月1日にビキニ環礁で漁業を行っていた焼津市の第五福竜丸をはじめ、ほかに

も漁船が行っていたが、そこで水爆実験が行われた際の放射能によって被爆した。世界でも日本が唯一の核兵器による被爆国ということも含めて、だからこそ、日本がリーダーシップを取って、この条約に賛成、ないしは、締約国会議が開かれ、そこにオブザーバー参加し、核兵器廃絶に向けた議論を牽引していくことがとても大切ではないか。

補足の補足であるが、3月10日は東京大空襲もあったことから、まだまだ戦争の惨禍が続くところはある。

2017年7月における核兵器禁止条約賛成国は、当時の国連加盟国132か国中、122か国である。今、賛成している国は増え続けていると聞いているが、数字は調べていない。

全国で意見書が出されているが、岩手県は県内全市町村が意見書を採択し、国に求めている。100%である。次に、秋田県が85%、新潟県が87%。これは多いところの例である。50%以上採択したところは今13県に上っている。細かいところでいくと、自治体では、全国1,700以上ある自治体のうち35%、3月1日現在では、629の自治体が採択した。静岡県内では11%、現在分かっているところでは、御殿場市、藤枝市、富士宮市、三島市である。

今、ロシアがウクライナに侵攻しており、核兵器の使用も示唆するという内容も含まれているが、停戦に向けての協議もなかなか進まない中で、こういう暴挙に対して、核兵器禁止条約を結ぶことで、ロシアに対して侵攻を止めるように強く求めていけるのではないかと請願者も考えており、私もそのように考えている。

世論調査のところであるが、国民の圧倒的多数と調べでは見ている。80%以上が核兵器禁止条約への参加を求めている。唯一の被爆国である日本が参加することで、アジア情勢だけではなく、世界情勢が核兵器をなくしていく一歩をさらに大きな一歩に変えることができることを私たちも望んでいるし、そういうことを考えられるのではないか。

条約の内容は、核兵器の開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用、それによる威嚇を含めた核兵器に関わる全ての活動を禁止している。そのような条約を多くの国が結んで、参加することにより、さらに核兵器完全廃絶への枠組みを進めていけるのではないか。

締約国会議はコロナによって延期されているが、今年7月にオーストリアで第1回の会議が行われる予定である。会議は核兵器禁止条約を普遍化させるためでもあるが、核兵器禁止条約に批准ないし署名している国だけではなく、招待されることもあるが、オブザーバーとしての参加、手を挙げて参加することも可能である。多くの国の考えを聞く場に参加することも大切ではないかということで、オブザーバー参加をすることも求めた意見書としている。

最後になるが、思想信条、立場の違いを超えて、日本政府に核兵器禁止条約への参加を強く求めていくものとして、請願を出した。

- 委員長（杉本一彦君）これより質疑に入る。発言を許す。
- 1番（青木敬博君）戦争はないほうがいい、原子力爆弾はないほうがいいということは十分理解できるが、そうはいつでも理想と現実があり、2点だけ伺う。
- 今回、国連での採択に当たり、核保有国が棄権したことを踏まえると、条約の実効性に疑問を感じる部分があるが、そのあたりはどう考えているか。
- 紹介議員（佐藤龍彦君）核保有国の棄権は遺憾な部分もあるが、そこを中心に考えるのか、被爆国として核兵器をなくしていくという発信をしていくのが大切なのかというところで、私たちは後者を取っている。世界的には、核兵器自体は減少傾向にあった。いつかは7万発以上あった核兵器も、2021年1月、ストックホルム国際平和研究所の調べでは1万3,061発から1万3,071発程度まで減ってきているという状況になっているところから、条約だけではなくて世界的な動き、世界市民というのか、多くの市民が、核兵器が非人道的なものとして認識して、それに対して各国のリーダーに対する核兵器を減らしていこうという声は少なからず届いているところも踏まえると、その矛盾は払拭されていくのではないかと考えている。
- 1番（青木敬博君）伊東市議会は、意見書採択は全員が賛成をもって行うという不文律がある。今回の請願について、紹介議員になるときに、他の議員の気持ちとか議員同士の信頼、信用とかをどう捉えたかだけ伺う。
- 紹介議員（佐藤龍彦君）全会一致が原則というところを踏まえているかという質問に関しては、思想的な部分なのか、心情的な部分なのか、それとも一緒に市議会を盛り上げていこうという議員間での信頼関係なのかというところも踏まえては、皆さんは必ずしも戦争を起こせと言っているわけではないし、核兵器を必ず持たなければ駄目だと言っているとは思っていないという信頼はある。なおかつ、来年度中には小室山に平和都市（核兵器廃絶）宣言の記念モニュメントが建立される予定になると思うが、こういったことで伊東市が核兵器廃絶に向けて一歩踏み出していると考える中で、全会一致も考えられるのではないかということで、紹介議員を受けた。
- 3番（井戸清司君）核などはないのが当たり前で、ないほうがいいが、今の日本という国が置かれている状況、隣国の中国であったり、北朝鮮であったり、毎日のように日本海に向けてミサイルを発射しているような国がいるわけで、中国も何発の核を持っているか分からない。そういう状況の中で、政府としては抑止力だとか、世界的にも抑止力で持つべきだという意見もある。核兵器廃絶に対して、伊東市議会が積極的にこれに賛同して、この意見書を出したからといって隣国の脅威がなくなるわけではない。それに関してはどう思うか。
- 紹介議員（佐藤龍彦君）まず、ストックホルム国際平和研究所の2021年1月の調べでは、中国は今350発程度の核兵器を保有している。北朝鮮に関しては40から50発ということ

で、日本を取り巻く環境としても、核兵器の脅威は少なからずあると思うというのは、私たちも考えてはいる。ないとは言い切れないところはある。ただし、伊東市議会として意見書を出したから、そこを考えなくていいかという、そうではない。大きなところでいくと、国同士の話合いや平和を希求していくお互いの歩み寄りの部分であると考え。責任転嫁をするわけではなくて、地方からも声を上げることで国の後押しをするのが必要ではないかと思うところでの意見書を採択していただければと思う。

○**3番**（井戸清司君）確かに、言っていることは分かる。ただ、核がこの世からなくなるかという、恐らく北朝鮮や中国、今のロシアのような状況の国が残っているということは、多分なくなると考えたほうが自然と思う。請願を出してきたのは憲法9条を守る会の人たちだろうが、逆に憲法9条を守っていれば隣国から攻められないのかという、そうでもない。攻めてくる国は必ずあるわけで、そこに当たっては、ないほうがいいに決まっているが、そこら辺に矛盾を感じる。

○**紹介議員**（佐藤龍彦君）憲法9条の解釈であるが、まず、憲法9条の第1項では、軍隊を所持しないということである。軍隊を持つ意味合いとしては、防衛の部分もあるが、他国へ攻め込む武力としての部分もあって、それを保有することを禁止する意味合いでは、日本は他国へ攻め込むことをしないという宣言の部分だと思う。であるならば、非武装の部分を考えながら、隣国と話合いの場に着いてくれるように粘り強く交渉していくことが重要だと考える。ここら辺が意見の分かれる部分だとは私たちも考えているが、核兵器禁止条約も、完全廃絶に向けての条約ではあるにせよ、最終的にゼロになるまでどのぐらいかかるのかは国連の中でも議論が必要な部分であるし、そういうところも踏まえて考えれば、9条と核兵器がなくなるというところの矛盾というよりも、普遍的な部分で継続して訴えていく努力をしていくことが結果をいずれかは導き出せるのではないかと考えている。

○**3番**（井戸清司君）最後に1点、軍隊を持たないという話が出たが、今、日本は自衛隊、要は防衛軍、専守防衛という形の自衛隊となっているが、たしか日本共産党は、党の中に共産党軍をつくるということを書いていなかったか。共産党軍を持つということをどこかで見た気がするが、それに対してはどうか。

○**紹介議員**（佐藤龍彦君）私は見たことがないので、どういうところで見たのかというのは分からないが、これは歴史的な部分もあると思う。自分もその場にいたわけではないので分からないところもあるが、当時、ソ連や中国が台頭してきたときに、当時の共産党と言われるものが日本の共産党に干渉してきた中で、中国、ソ連の思想に傾倒していった人たちが別の形で何かしらの綱領的なものをつくったという話は聞いている。その中に入っている可能性はある。その人たちが標榜したのが武力革命の部分も含まれていたもので、もしかしたら、その部分はそ

の文章に入っていたかもしれないが、現在の日本共産党が示している綱領の中には、そういう言葉は一切含まれていない。

- **6番**（石島茂雄君）二、三点聞きたいが、先ほどから原子爆弾が投下されたと、あと東京大空襲、そういう受け身の国だから、これをしなければいけないというのは論議が逆だと思う。これは両方とも国際法違反で、本来はアメリカに求めていくべきことである。簡単に言うと、丸腰になって、さらに安全保障をどうするのかといたら、アメリカに帰ってもらおうという論議になって、これはどうするのか。いわゆる軍事バランスである。均衡が保てたので、今までこのくらいで済んだが、34年前の批准のときはよかったと思う。そのときと今は状況が違うので、先日も政府から発表があったが、この20年で私たちの年収は100万円以上上がっている。これは国力の低下である。逆に中国は5倍ぐらいに増えている。経済的に国力が違うところで、軍事バランスを崩して、アメリカに帰ってもらって、日本も丸腰になったと言ったら来ないか。沖縄とかは危ないのではないか。尖閣諸島は、私の仲間によると、かなり実効支配されているそうである。その現実として、ウイグル地区、チベットなどは、もともとは仏教国だから、仏教の思想で平和を保つとやったところに侵略してきたわけである。モンゴルもそうである。南朝鮮もそうである。この軍事バランスの均衡をどう考えているのか。
- **紹介議員**（佐藤龍彦君）石島委員の論理がいまいち読み取れない部分があるが、軍事バランスと国力、経済力の部分は比例しないと思っている。まず、軍事バランスといっても、アメリカに帰ってほしいとか、党としては、そのように訴えてはいるが、だからといって、自衛隊を今すぐなくせという話ではなく、現時点で党が自衛隊を解体することは無理である。国民の議論の中で、本当に今、自衛隊は特に必要ないとなった議論の中で、自衛隊の解体は考えているが、自衛隊を今すぐ解体せよということは党としては言っていない。であるならば、専守防衛の部分は成り立つと考えている。あと、尖閣諸島に関しての情報は特に入ってきていないので、何かの答えを出すことは難しい。
- **委員長**（杉本一彦君）請願書の内容と話がずれてきているので、請願書の内容に質疑を戻してほしい。
- **6番**（石島茂雄君）さっき言った国力の低下というのは、今回の核兵器廃絶というのも含めて大きな国の、日本の安全保障という両面で言ったので、僕も核兵器はやっぱり危険なものであるしいけないと思う。ただ、今は世界的な時期がちょっと変わってきているというところも心していかないとということ、そこはどうか。
- **紹介議員**（佐藤龍彦君）時期を聞かれると、では、いつの時期がよかったのかというのは、私たちはこの時期でも、いつでも核兵器廃絶を訴えてきている中で、今回は憲法九条を守る伊東市民の会と、原水爆禁止伊東市協議会からの請願を出したいという中で、紹介議員を強

く求められた中でお受けした。常に静岡県の原水爆禁止静岡県協議会からも郵送では伊東市議会には届いている。毎年のようにやっている。であるので、時期と言われるとその時期はいつなのかということは質問返しをしたいと考えている。

○委員長（杉本一彦君）請願書に対する質疑であるので、意見も若干受けるが、大きな意見があるときは討論に回してほしい。

○5番（重岡秀子君）1つだけ佐藤議員にお聞きする。意外に核兵器を保有している国は、先進国でもそう多くはないと思う。今現在、地球上で核兵器を持っている国はどれぐらいあって、どういう国なのかお聞きする。

○紹介議員（佐藤龍彦君）ストックホルム国際平和研究所の調べでは、国としては9か国ある。多い順に、ロシア、アメリカ、中国、フランス、イギリス、パキスタン、インド、イスラエル、北朝鮮である。先進国と言われる国ではロシア、アメリカ、中国、フランス、イギリスである。

○2番（篠原峰子君）公明党としては、将来的にはこの核兵器禁止条約の批准を目指していることと、締約国会議へのオブザーバー参加を求めているが、今ものすごくデリケートな時期で、先ほどもあったが今なのか、今ではないであろうというのが公明党としての意見である。条約批准国の中に核保有国がないということで、議論を進めることが難しいということと、核保有国が核兵器の廃棄や除去を完了する期限を決めるのは締約国会議の中で決めることになっていて、核保有国がその中にいないとなると議論は進まないということになる。ここで今、日本が批准するということになる、本当にバランスを崩していく、日本の役割は今批准するというのではなく、オブザーバーとしての参加をすることで、時間はかかるかもしれないが、核保有国への橋渡し役としてすごく重要な役割を示している、公明党としては今ではないということである。

今決めようとしているのはパフォーマンス的に思ってしまうが、この件に関してはどうか。

○紹介議員（佐藤龍彦君）先ほども言ったがパフォーマンスではなくて、核廃絶に対しては毎年求めていることである。今回は、請願者から請願として出したいとのことであった。今までは陳情などで出してきたものを請願として出したいとのことがあり、請願書を提出する際の紹介議員としてなってくれないかという強い要望の中で、今回請願書を提出したところである。

公明党がそのように考えていただいていることは、私たちもすごく心強いところではある。であるので、パフォーマンスと捉えないでいただきたいというところはある。

さらに、意見書の中の最後の一文には、締約国会議の中へのオブザーバー参加をすることを求めるという部分も含まれているので、今ではないとは私たちは考えていない。



○委員長（杉本一彦君）請願に対する質疑をしてほしい。意見は討論のときに発言願う。  
ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。  
紹介議員退席のため、暫時休憩する。

午後 2時17分休憩

---

午後 2時18分再開

○委員長（杉本一彦君）休憩前に引き続き、会議を開く。

これより討論に入る。発言を許す。

○1番（青木敬博君）この日本政府に核兵器禁止条約への参加・署名・批准を求める意見書提出を求める請願に反対の立場で討論する。

核兵器完全廃絶というゴールは、もちろん日本国民のほとんどが思いは同じだと思う。しかし、この条約は、先ほど佐藤議員の発言にもあった核兵器保有国の多い順から5つ、米国、英国、フランス、中国、ロシア、保有5大大国が参加していないこと、また、非保有国からも必ずしも支持を得ているとは考えないこと、批准国と日本における国際状況に違いがあるなど、採択当時外務大臣であった岸田現総理の言葉を借りるならば、核兵器のない世界に対して、現実には資さないのみならず、保有国と非保有国の対立を一層深めるということで逆効果にもなりかねない。日本が今まで主張してきた核兵器保有国と核兵器非保有国がともに参加する枠組みをしっかりとこれからも辛抱強く努力することこそ現実的であり、核兵器のない世界に向けての最短な道であると信じているという言葉に帰結される。

世界で唯一の被爆国であるからこそ、机上の空論だけでなく、核兵器廃絶のための現実的な協議を続けるためにも、現時点では世界各国の動向や政府の方針を見守る必要があると判断し、今回の意見書提出を求める請願にも反対する。

○5番（重岡秀子君）私はこの請願に賛成の立場から討論する。今回の請願は市民の方が持ってきたわけであるが、かなり急な請願で市議会も開会していた。大変急な請願であったが、請願者の思いは以前もこの提案をこの議会にしたことがあるが、そこでは否決されてしまったということで、今こうしたロシアのウクライナへの侵攻の中で、本当に核兵器が使われるかどうかせっぱ詰まった状況の中で、どうしても伊東市議会としてこの問題を考え、核兵器禁止を日本に要望する、その意見書を出してほしいという思いに至ったのではないかと思う。

様々な議員の皆さんが日本の国をどう守るかとか、どうしたら核兵器を禁止できるかという意見をいろいろ言われたが、とにかくどこかの国が、それぞれが核兵器を世界からなくそうと

いうことを、特に日本のような先進国の中でアメリカともつながりのある国が、本当に独自の判断で、この時期に、ウクライナの状況を見る中で決断をして、核兵器禁止条約の批准をするならば、これは世界に一つの大きな影響を与えるのではないかと思う。

今私たちに何ができるか、ロシアの状況、ウクライナの惨状を見る中で、伊東市議会が小さな力ではあるが、核兵器を使うなど、日本の国に核兵器を禁止する条約に批准しろという声を上げていくことは、これまた大きな力になるのではないか、勇気ある行動になるのではないかと思う。

以上で賛成討論を終わる。

○委員長（杉本一彦君）ほかに討論はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。請願第1号は、採択すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手少数である。よって、不採択とすることに決定した。

---

○委員長（杉本一彦君）日程第10、令和4年度における常任総務委員会所管事務調査の継続調査についてを議題とする。

資料配付のため、暫時休憩する。

午後 2時22分休憩

---

午後 2時23分再開

○委員長（杉本一彦君）休憩前に引き続き、会議を開く。

お諮りする。本委員会においては、1、行政運営及び財政運営に関すること、2、事務の近代化、合理化及び能率化に関すること、3、海外各都市との友好親善に関すること、4、特定の重要施策の企画立案など政策推進に関すること、5、戸籍住民記録の整備に関すること、6、消費生活対策、交通安全及び防災対策に関すること、7、環境保全、清掃行政に関すること、8、市営霊園に関すること、9、国民健康保険及び後期高齢者医療に関すること、以上9件の所管事務について令和4年度中継続調査をすることとし、議長に申し入れたい。

これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）異議なしと認める。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）以上をもって日程全部を終了した。

重岡委員は、市議第53号と請願第1号について少数意見を留保するか。

○5番（重岡秀子君）留保する。

○委員長（杉本一彦君）委員会審査報告の案文については、正副委員長に一任願う。

---

○委員長（杉本一彦君）これにて常任総務委員会を閉会する。

---

○閉会日時 令和4年3月11日（金）午後2時24分（会議時間3時間11分）

---

以上の記録を認める。

令和4年3月11日

委員長 杉 本 一 彦